

②

令和2年度  
5月補正予算(案)の概要

令和2年4月28日



静岡市



## 令和2年度5月補正予算(案)の概要

### 1 予算規模

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額
一般会計	326,504,000	71,985,000	398,489,000
特別会計	240,526,100		240,526,100
企業会計	76,447,200		76,447,200
合 計	643,477,300	71,985,000	715,462,300

### 2 補正額一覧表

#### 一般会計

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額	
民生費	109,733,961	70,228,000	179,961,961	
商工費	5,379,408	1,757,000	7,136,408	
その他	211,390,631		211,390,631	
歳 出 合 計	326,504,000	71,985,000	398,489,000	
同 上 財 源	国庫支出金	57,549,030	70,227,995	127,777,025
	県支出金	17,304,497	616,800	17,921,297
	繰入金	7,292,691	1,140,200	8,432,891
	諸収入	7,802,388	5	7,802,393
	その他	236,555,394		236,555,394
歳 入 合 計	326,504,000	71,985,000	398,489,000	

### 3 事業の概要

#### (1) 一般会計

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

補正予算の ポイントの 区分	施策・事業	予算額 ( )内は、 補正前予算額	内容等
新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策			
市民生活への支援	☆ 特別定額給付金給付事業 (市民自治推進課)	70,228,000 (0)	(事業内容) 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、市民一人ひとりに特別定額給付金を給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象者 697,000人(見込み) 基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳に記録されている方</li> <li>・給付額 対象者1人につき10万円</li> <li>・申請期間 令和2年6月から3か月間(予定)</li> <li>・給付時期 令和2年6月以降(予定)</li> </ul> <p>【特定財源】 国庫補助金(10/10) 70,227,995 諸収入 5</p>
事業者と連携した感染拡大防止	☆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業 (産業政策課)	1,757,000 (0)	(事業内容) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、本市の休業要請に応じた事業者と県と協調して協力金を支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 本市の休業要請に協力し休業する中小企業及び個人事業主(約4,400事業所)</li> <li>・対象業種 食事提供施設(休業期間中のテイクアウト、宅配サービスのみの営業は可)、遊興施設等、遊技施設、劇場等、運動施設(屋内)、集会・展示施設、商業施設、自動車教習所等(オンライン授業・家庭教師は対象外) ※一部施設は、建物延床面積1,000㎡超のみ</li> <li>・対象要件 令和2年4月27日(月)から5月6日(水)までの間、休業要請に全面的に協力すること</li> <li>・支給額 1事業者あたり50万円 (2店舗以上有する事業者は100万円)</li> <li>・申請期間 令和2年5月7日(木)～6月30日(火)</li> <li>・支給時期 令和2年5月中旬以降(予定)</li> </ul> <p>【特定財源】 県補助金(定額、1/2) 616,800</p>

## 休業要請対象施設

○: 建物延床面積1,000㎡超のみ対象

種類	主な対象	静岡市	静岡県
<b>食事提供施設</b> <small>※休業期間中のテイクアウト、 宅配サービスのみの営業は可。</small>	料理店、喫茶店、居酒屋 等	◎	—
<b>遊興施設等</b>	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、ライブハウス等	◎	
<b>遊技施設</b>	ボウリング場、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	◎	
<b>劇場等</b>	劇場、映画館、演芸場	◎	
<b>運動施設 (屋内)</b>	スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	◎	
<b>集会・展示施設</b>	ホテル(集会の用に供する部分に限る) 旅館(集会の用に供する部分に限る)	◎	○
	集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館	○	
<b>商業施設</b>	生活必需品以外の物品を販売する店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	○	
<b>自動車教習所等</b>	自動車教習所、学習塾その他学習支援施設	○	